

湖西市告示第 4 号

湖西市運転免許証自主返納等支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月14日

湖西市長 田内 浩之



湖西市運転免許証自主返納等支援事業実施要綱の一部  
を改正する要綱

湖西市運転免許証自主返納等支援事業実施要綱（平成29年湖西市告示第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「が無料となり、かつ、デマンド型乗合タクシー」を「及びデマンド型乗合タクシー」に、「が半額となる湖西市コミュニティバス等乗車券（以下「乗車券」という。）」を「を半額とし、湖西市企業シャトル BaaS の運賃を無料とする交通助成券（以下「助成券」という。）」に改める。

第2条第1号中「第92条の2第1項」を「第95条の6第1項」に改め、同条第2号及び第3号中「第107条第1項」を「第106条の3第1項」に改める。

第3条中「第5条第3項」を「第5条第2項」に改める。

第4条中「様式第1号」を「別記様式」に改める。

第5条の見出し及び同条第1項中「乗車券」を「助成券」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「乗車券」を「助成券」に改め、「1回」の次に「（令和6年10月31日以前に交付された湖西市コミュニティバス等乗車券については、交付の回数から除く。）」を加え、同項を同条第2項とする。

第7条を第8条とする。

第6条中「乗車券」を「助成券」に改め、同条を第7条とし、第5条の次に次の1

条を加える。

(補助の内容)

第6条 助成券の補助率及び有効期限は、次に掲げる表のとおりとする。

助成券の種類	補助率	有効期限
湖西市コミュニティバス	50%	無期限
デマンド型乗合タクシー	50%	交付日（令和6年10月31日以前に交付を受けた湖西市コミュニティバス等乗車券にあつては、当該交付の日）から起算して2年を経過した日の属する月の翌月の末日
湖西市企業シャトルBaaS	100%	無期限

様式第1号を次のように改める。

運転免許証自主返納等支援申請書

年 月 日

（宛先）湖西市長

湖西市運転免許証自主返納等支援事業実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請をします。

記

申請者	住 所	〒  TEL 携帯
	氏 名	(フリガナ)
	生年月日	(満 歳)
免許取消日	年 月 日	

備考

- 1 本人の写真を添付してください。
- 2 公安委員会が発行する申請による運転免許証の取消通知書、運転経歴証明書又は運転免許証取消処分書を提示してください。

また、私は、デマンド型乗合タクシー（コーちゃんタクシー）の利用登録を申請します。

※枠内にレ点

以下の同一世帯の者についても、デマンド型乗合タクシー（コーちゃんタクシー）の利用登録を希望します。

氏名	(フリガナ)	携帯電話番号（お持ちの方）
氏名	(フリガナ)	携帯電話番号（お持ちの方）
氏名	(フリガナ)	携帯電話番号（お持ちの方）

## 附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 令和 6 年 10 月 31 日以前に交付された湖西市コミュニティバス等乗車券の有効期限並びに湖西市コミュニティバス及びデマンド型乗合タクシーの運賃に対する補助については、なお従前の例による。